平成２１年（フ）第３１１２号
神奈川県大和市福田375番地１　光福ハイツＡ103
債務者　下司　昭広
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１３７号
横浜市港北区綱島西６丁目12番20号　ラ・プランタン201号
債務者　廣瀬麻利子（旧姓田尻）
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１７５号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅８棟202号
債務者　井出ヒロ子
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８７号
静岡県富士市宮島231番地の15　ロイヤルマンション408号、前住所静岡県富士市横割４丁目４番26　ファーブル横割301号室、住民票上の住所高知県高知市東秦泉寺515番地128
債務者　渡邊　智靖
１　決定年月日時　平成21年11月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月14日午後１時15分　静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第７８０号
栃木県宇都宮市東峰町3441番地134
債務者　佐藤　　崇
１　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０６号
栃木県日光市宮小来川429番地２
債務者　田中　和夫
１　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７１号
栃木県宇都宮市京町８番17号　コーポ幸栄Ａ棟202、前住所栃木県下野市祇園４丁目11番地　アトリエ四番館101号
債務者　野澤　隆行
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８１号
栃木県宇都宮市上籠谷町823番地３
債務者　元尾万里子（旧姓本田）
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８３号
栃木県宇都宮市下栗町696番地21
債務者　伊藤　幸則
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８５号
栃木県宇都宮市東峰町3029番地
債務者　長井　　仁
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８７号
栃木県那須郡那須町大字高久乙23番地176
債務者　白井多嘉志
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７８８号
栃木県鹿沼市千手町2512番地１　大貫アパート１号室
債務者　石原　英之
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５４号
岡山市北区富田町１丁目９番９号　富田町コーポ東３階
債務者　渡邉　信子
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月４日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６８号
岡山市南区箕島3104番地１　ニューハイツ冨士Ａ101
債務者　西本　　亮
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１８号
岡山市南区福田313番地86
債務者　山根　浩一
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２１号
岡山市北区建部町大田4301番地２
債務者　清友　康子（旧姓田渕）
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部